

研究課題	離婚後の親子の面会交流に関する研究
研究代表者	青木 聡（臨床心理学科 准教授）

I. 研究の目的

1) 日本における面会交流紛争の急増

『平成19年度人口動態統計』（厚生労働省、2007）によると、平成19年度の離婚件数は1年間で約25万5000件であった。そのうち未成年の子どもがいる離婚は約14万5000件（約57%）で、約24万5000人の子どもが親の離婚に巻き込まれていた。日本では約90%が協議離婚のため、そのうちどれくらいの別居親子が定期的に交流しているか、正確な数字は分からない。ひとり親世帯の生活実態を調査した『全国母子世帯等調査結果報告』（厚生労働省、2007）でも、離婚後の別居親子の面会交流（注1）に関する調査は行われていない。

そこで、面会交流に関する唯一の公的な統計資料といえる『平成20年度司法統計年報』（裁判所、2008）を参照すると、平成11年の面会交流（面接

交渉）紛争の事件数は調停1,936件＋審判247件の申し立てだったのが、平成20年には調停6,261件＋審判1,020件と、この10年間で3倍以上に急増している（表1）。詳しく見ていくと、審判と調停あわせて既済7,104件（平成20年度）のうち、面会交流が認められたのは認容審判322件＋調停成立3,060件（計約48%）と半数以下にすぎない。また、月1回以上の面会が認められたのはさらにその半数1,903件（既済件数の約27%）、宿泊ありに至っては524件（約7%）にとどまっている（表2）。しかも、認容審判や調停成立があっても、その内容が履行されない場合も多い（二宮、2004）。この数字は調停や審判まで争った高葛藤の離婚家族に限定されるデータではあるが、面会交流紛争の急増が確認できると同時に、紛争解決の難しさがうかがえる。

表1 面会交流紛争の事件数

年度	子の監護者の指定その他の処分（乙4）新受			
	乙4事件		うち面接交渉	
	審判	調停	審判	調停
平成11年	1,736	13,456	247	1,936
12年	1,986	15,041	322	2,406
13年	2,256	16,923	434	2,797
14年	2,708	19,112	509	3,345
15年	3,600	22,629	638	4,203
16年	4,197	22,273	725	4,556
17年	4,158	21,570	760	5,013
18年	4,639	21,997	952	5,488
19年	4,873	22,524	883	5,917
20年	5,090	23,596	1,020	6,261

（出典：平成20年度『司法統計年報（家事事件編）』第2表、棚瀬2009参照）

表2 面会交流事件の処理状況

平成20年（既済）	総数	7,104件
審判		
認容	322	34.00%
却下	232	24.50%
取り下げ	204	21.60%
その他	188	19.90%
計	946	100%
調停		
成立	3,060	49.70%
不成立	808	13.10%
取り下げ	2,056	33.40%
その他	234	3.80%
計	6,158	100%
認容・成立 3,473件のうち		
月1回以上	1,903	54.80%
2,3ヵ月に1回以上	508	14.60%
4～6ヵ月に1回以上	175	5.00%
その他	887	25.50%
宿泊あり	524	15.10%
宿泊なし	2,949	84.90%

（出典：平成20年度『司法統計年報（家事事件編）』第3、4、41表）

2) 欧米諸国における面会交流支援の充実

一方、欧米諸国では、『児童の権利条約（児童の権利に関する条約）』（注2）の批准と前後して、離婚後の共同監護（共同親責任・共同養育・共同親権）制度が整備されている。そして、離婚後の共同監護制度という新しい枠組みの中で離婚家族の相談を受けることになった臨床現場では、親権・監護権紛争／面会交流紛争の調整援助（メディエーション）、離婚後の共同子育てプラン作成の支援、離婚後の共同子育てに関する父母教育プログラムやひとり親自助グループ／親が離婚した子ども自助グループの実施、面会交流の仲介等、別居中ないし離婚後の別居親子の「日常的な交流」の機会を保障するための各種取り組みが工夫されるようになった。今や欧米諸国においては、別居親と子どもの定期的な面会交流は「常識」であり、面会交流を支援する各種取り組みも定着している。

離婚後の親子交流が子どもの健全な成長を促すことは実証的研究によって確認されており（代表的な研究として Wallerstein, 1985；Wallerstein ら, 2000）、欧米諸国ではそうした研究成果を踏まえて、どれだけ親同士が高葛藤状態にあっても、離婚問題に関与する各方面（法律、教育、福祉、心理等）の関係諸機関が連携して、別居親と子どもの定期的な面会交流の継続が模索される（Tuckman, 2005）。

もちろん、定期的な面会交流（日常的な交流）が制限される場合もある。しかし、それは「子どもに深刻な身体的・情緒的な危害の及ぶ確固たる証拠がある場合」（Tuckman, 2005）に限られている。アメリカではほとんどの州で、たとえ別居親がDV（ドメスティック・バイオレンス）の加害者であっても、子どもに直接的な危害を及ぼす危険性が低いと査定された場合は、各種加害者プログラムの受講を義務づけた上で、面会交流が「監督つき」で実施される。そのため、面会交流仲介者の訓練教育システムや監督つき面会交流のガイドラインが、具体的な実務上の問題に踏み込んだ詳細な内容で用意されている（A F C C：国際家庭裁判所／調停裁判所協会 Association of Family and Conciliation Courts のホームページを参照のこと）。

3) 面会交流にまつわるトラブル

日本でも、『児童の権利条約』批准後に、離婚後の共同監護制度を含む民法改正を見据えて『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』（法務省、1994）が公表されている。この試案では、子どもの監護に必要な事項として、協議離婚の際に非監護親（別

居親）との面会交流について定めるものとし、その際に子どもの利益を最優先しなければならないとの規定を置くことが提案されていた。続いて公表された『民法の一部を改正する法律要綱』（法務省、1996）でも、「父又は母と子との面会及び交流」を協議で定めるものとし、子どもの利益の最優先性が謳われていた。ところが、非常に残念なことに、現在（2010年7月）に至るまで民法改正の議論は遅々として進展せず、先進諸国の中で唯一、日本はいまだに離婚後の単独親権制度を採用し続けている（注3）。

単独親権制度のもとでは、父母が離婚後の子育てについて建設的に話し合うことができず、子どもの親権・監護権や面会交流について激しく争う展開になりやすい。とりわけ、「実際の面会交流の実施状況やトラブルは、離婚した父母双方の不信感や感情的対立のため、きわめて調整の難しい問題」（棚村、1997）となっている。では、共同監護制度を整備すれば問題の解決が見込めるかという点、それも疑わしい。面会交流支援の制度が充実している欧米諸国でも、面会交流にまつわるトラブルは絶えないという（Gould, 2006, p170）。逆に言えば、面会交流にまつわるトラブルが絶えないからこそ、支援制度を充実させてきたともいえる。なかでもよく知られているトラブルがPAS（Parental Alienation Syndrome:片親疎外症候群）である。

欧米諸国では、親権・監護権紛争／面会交流紛争が増加し始めた1970年代頃から、子どもが同居親の「別居親に対する嫌悪感や恐怖感」と病的に同一化して別居親を疎外ないし拒絶する現象が、心理臨床家によってたびたび報告されるようになった（代表的な報告として Wallerstein & Kelly, 1980）。その後、Gardner（1985, 1992, 1998）がそうした報告を踏まえて、離婚後の面会交流を困難にする一因としてPASを提唱し、専門家だけでなく、広く一般にも知られるようになっていった。しかし、PAS概念については議論百出の激しい賛否論争が続いている。

Gardner（1992, 1998）によると、PASは「主に親権・監護権紛争で子どもにみられる病的現象」で、「子どもが別居親に対して激しい一連の誹謗中傷を繰り返すこと」によって明らかになる。Warshak（2003）はPASの中核的な3要素を挙げている。それらは、子どもが示す①別居親に対する一連の誹謗中傷や拒絶（エピソードが単発的ではなく持続的）、②不合理な理由による拒絶（別居親の言動に対する正当な反応といえない疎外）、③同居親の言動に影響された結果としての拒絶、である。この③に関して Gardner（1992、

1998)は、悪意のある同居親(主に母親)がPASを誘発して別居親(主に父親)と子どもの絆を断ち切る「情緒的な虐待」を行っている、と述べている。また、①同居親が自分の意向(別居親に対する嫌悪感や恐怖感)を子どもに「刷り込む(洗脳する)」こと、②子ども自身が同居親の意向を「察知」して自分の意向であるかのように表明すること、の「連合」によってPASが発生するとしている。

こうした見方に便乗して、一部の父親権利団体や離婚弁護士が、子どもを別居親(父親)に面会させながら母親を非難して父親の監護権を主張する法廷での駆け引きにPAS概念を多用した(Ottaman & Lee, 2008)。やがてPAS概念は、DV/虐待の加害者である別居親(主に父親)が「DV/虐待はなかった。子どもが面会したがる理由、同居親(主に母親)のせい、子どもがPASになったからだ」と攻撃する口実に悪用されるまでになっている。1990年代のアメリカでは、親権・監護権紛争/面会交流紛争が激しくなると、「PASを誘発した悪い母親」vs「DV/虐待の加害者である悪い父親」というお決まりの対立図式で、子どもの監護権を争う泥沼の中傷合戦を繰り返すことが頻繁に見られたようである。そのほとんどは、両親の感情的な対立による大げさな申し立て(深刻な場合はでっちあげ)であり、結局多くの子どもがその犠牲になっている(ちなみに、現在では子どものPASを誘発する父親の事例【離婚後に子どもと面会できない母親の事例】も多数報告されている。したがって、PASの誘発と親の性別は関係なしと考えられている)。

こうした事態を受けて、American Psychological Association (2008)は「PASに関する公式の立場はない」とわざわざ特別に声明を出している(注4)。しかし、「離婚家族に関わるほとんどの心理臨床家が何らかの形でPAS事例を担当したことがあるのではないかと指摘されるほど(Weigel & Donovan, 2006)、離婚紛争の現場においてPASは「ごく一般的」なトラブルとされる。とりわけ面会交流を極端な態度で拒絶する重度のPASはPAD (Parental Alienation Disorder: 片親疎外障害)と定義し直され、DSM-5 (アメリカ精神医学会の診断マニュアル第5版2013年発刊予定)に追加する新たな診断名候補として検討が行われている最中である(APA, 2010)。

今後、日本でもさらに親権・監護権紛争/面会交流紛争が増えていくと、PASの問題がクローズアップされることは間違いない。そこで本研究では、PAS

に関する文献を収集し、整理することを目的とした。従来は、離婚後単独親権制度の陰に隠れて、日本における片親疎外の問題は語られてこなかった。しかし、ここ数年、ようやくメディアでも片親疎外の問題が話題として取り上げられるようになり、離婚後共同親権制度を定めた欧米諸国よりもずっと深刻な事態であることが明らかにされつつある(注5)。本研究は、日本において片親疎外の問題に取り組むための貴重な基礎資料となるであろう。

II. 研究の経過と成果

PASに関する文献を網羅的に収集し、これまでのPASに関する研究を整理した。その成果については、(1)心理臨床学会第28回秋季大会(2009)の自主シンポジウム「離婚と子ども - 親子の引き離し問題と心理臨床 -」(2009.9.22)、(2)我が子に会いたい親の会(非監護親の当事者団体)の公開勉強会「引き離された親子は、どのように絆を守るのか」(2010.1.16)で報告した。また、大正大学カウンセリング研究所紀要第33巻「PAS (Parental Alienation Syndrome: 片親疎外症候群)について」(2010)で一部を論文として発表した。さらに、PAS関連図書であるエリザベス・セイアー&ジェフリー・ツインマン著『離婚後の共同子育て 子どもへのあわせのために』(コスモス・ライブラリー)を拙訳で翻訳出版した。

III. 研究の課題と発展

今後、本研究を通して知り合った当事者団体と連携し、離婚後に子どもと会えなくなっている親たちに実態調査を行い、日本における片親疎外の現状を発信していく予定である。欧米諸国のPASに対する取り組みを参考にしつつも、日本での実態調査に基づいて離婚後の別居親子の面会交流を支援する方法論を確立することが今後の研究課題といえる。

<注釈>

注1)日本の裁判では「面接交渉」という法律用語が使われるが、日常的な語感に馴染まないため、本研究では「面会交流」という言葉を使用した。この言葉は、「面接交渉」に代わる言葉として、離婚家族の相談を受ける法曹実務家やこの問題に詳しい法学者によって最近よく使われる。法制審議会の『民法の一部を改正する法律要綱案』(法務省、1996)で「面会及び交

流」という言葉が使われたことに由来する。ちなみに、アメリカでは「訪問 (visitation)」という言葉が一般的によく使われる。最近では、共同監護の意味合いをより強く打ち出すために、「訪問」という言葉を廃止し、「子育て時間 (parenting time)」という言葉の使用を宣言した州もある (たとえばオレゴン州等; Oregon judicial department, 2008: Basic Parenting Plan Guide for Parents)。

注2) 1989年11月の第44回国連総会で採択された。日本は1994年4月に批准し、158番目の締約国となっている。『児童の権利条約』は、離婚後の親子関係に関する各国の法制度に絶大な影響を与えた。

【参照】

第9条第3項：「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」(親子不分離の原則)。

第12条第1項：「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」(子どもの意見表明権)。

第12条第2項：「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」(子どもの代理人)。

第18条第1項 (一部分)：「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」(共同親責任の原則)。

欧米諸国では、これらの各条文に基づいて「面会交流制度」「子どもの代理人制度」「共同監護制度」等が整備されている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

注3) 日本の単独親権制度は国際問題にもなってい

る。日本は、単独親権制度を採用しているために、「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」を批准していない。この条約は、国際結婚が破綻した場合の子どもの帰属の民事的解決のために結ばれた国際条約である。この条約は、離婚した両親が共同で親権を持ち(共同監護の原則)、子どもと同居しない親に面会交流権が付与されることが前提となっている(親子不分離/面会交流の原則)。一方の親が面会交流の詳細を話し合わないで居住国から勝手に子どもを母国に連れ帰った場合、子どもを連れ出された親が申し立てると、相手方の国の政府は「誘拐罪」を適用して元の居住国に親子を強制的に送還する協力義務を負う。欧米を中心に約80カ国が加盟している。現在、国際離婚後に子どもを日本に「誘拐」する/離婚相手の母国に「誘拐」される事件が数百件起きていているといわれている。しかし、日本が「ハーグ条約」に加盟していないために、そうした事件は未解決のまま放置されている。そのため、国連の子どもの権利委員会は日本に「ハーグ条約」の批准を勧告している。アメリカなど8カ国の駐日大使は、2009年10月に法務省を訪れて法務大臣に、2010年1月に外務省を訪れて外務大臣に、ハーグ条約への加盟を要望した。

注4) American Psychological Association は1996年にも「PASの存在を指示する実証的データはない」として、親権・監護権紛争/面会交流紛争におけるPAS概念の悪用に懸念を表明している(A P A, 1996: Violence and The Family: Report of the American Psychological Association Presidential Task Force on Violence and The Family. 40.)。

注5) 棚瀬一代(2010)『離婚で壊れる子どもたち 心理臨床家からの警告』光文社新書は、日本における片親疎外の問題を詳しく論じている。

<参考文献>

American Psychiatric Association (2010): DSM-5 Development. Retrieved from <http://www.dsm5.org/ProposedRevisions/Pages/ConditionsProposedbyOutsideSources.aspx>

American Psychological Association (2008):

Statement on Parental Alienation Syndrome, January 1, 2008. Retrieved from <http://www.apa.org/news/press/releases/2008/01/pas-syndrome.aspx>

Gardner, R. A. (1985) : Recent Trends in divorce and custody litigation. *Academy Forum*, 29(2), 3-7.

Gardner, R. A (1998) : *The Parental Alienation Syndrome* (2nd edition). Creative Therapeutics. (1st edition の出版は 1992)

Gould, J. W. (2006) : *Conducting Scientifically Crafted Child Custody Evaluations* (2nd edition). Professional Resource Press.

二宮周平 (2004) : 「面接交渉の義務性 — 別居・離婚後の親子・家族の交流の保障 —」. *立命館法学*. 298. 309 – 356.

Ottaman, A. & Lee, R. (2008) : Fathers rights movement. In Edleson, J. L., Renzetti, C. M.(Eds). *Encyclopedia of Interpersonal Violence*. SAGE Publications. 252.

棚村政行 (1997) : 「子の監護調停の実務指針 — 面接交渉を中心として —」. *早法* 72 巻 4 号. 315 – 385.

棚瀬孝雄 (2009) : 「両親の離婚と子どもの最善の利益 — 面会交流紛争と日本の家裁実務 —」. *自由と正義*. 60 (12). 9 – 27.

Tuckman, A. J. (2005) : Supervised Visitation – Preserving the Rights of Children and Their Parents. In Gunsberg, L., Hymowitz, P.(Eds). *A Handbook of Divorce and Custody –Forensic, Developmental and Clinical Perspectives*. The Analytic Press. 291-300.

Wallerstein, J. S. & Kelly, J. B. (1980) : *Surviving the Breakup –How Children and Parents cope with Divorce*. Basic Books.

Wallerstein, J. S. (1985) : Children of Divorce: Preliminary report of a ten-year follow-up of older children and adolescents. *Journal of American Academy of Child Psychiatry*, 24(5), 545 – 553.

Wallerstein, J. S., Lewis, J. M., & Blakeslee, S. (2000) : *The Unexpected Legacy of Divorce –A 25 year Landmark Study-*. Hyperion [ジュディス・ウォラースタイン、ジュリア・ルイス、サンドラ・ブレイクスリー (2001) : 『それでも僕らは生きていく —離婚・親の愛を失った25年間の軌跡—』, PHP]

Warshak, R. A. (2003) : *Bringing Sense to Parental*

Alienation: A Look at the Disputes and the Evidence. *Family Law Quarterly*. 37(2). 273-301.

Weigel, D. J. & Donovan. K. A. (2006) : *Parental Alienation Syndrome: Diagnostic and Triadic Perspectives*. *The Family Journal: Counseling and Therapy for Couples and Families*, 14(3), 274-282.